下関市監査委員公表第6号平成30年2月22日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に 関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 阪 田 高 則

同 川原徳也

同 木本暢一

同 山下隆夫

記

1 監査の対象

総務部

職員課、管財課

環境部

環境施設課

上下水道局

企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、給水課、上水工務課、 浄水課、水質管理センター、北部事務所、下水道整備課、下水道施設課

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するととも に、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年12月1日から平成30年1月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適 正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

管財課について

普通財産の貸付けに係る連帯保証契約において、貸付人である市と連帯保証人との間の連帯保証契約が解約された後に、市と新たな連帯保証人との間の連帯保証契約が締結されていない事例があった。当該事例では、従前の保証人との間の連帯保証契約が解約された後に、市、借受人及び借受人が新たな連帯保証人として立てた者(以下「丁」という。)の3者は、契約書に記名押印しているが、当該契約書により締結された契約の内容は主に貸付料の改定であり、連帯保証に関する条項はなかった。市が丁に借受人の連帯保証をさせるためには、当該契約書により締結された契約とは別に、市と丁との間で連帯保証契約を締結する必要があった。適切な契約事務を行われたい。

上下水道局(水道事業会計)について

未収債権について、下関市上下水道局債権管理規程(以下「債権管理 規程」という。)に下関市債権管理条例第4条第3項の徴収計画を毎年 度4月末日までに策定することが規定されているが、当該期限内に策定 されていないものが見受けられた。また、債権管理規程に未収債権の管 理の状況について、毎年度6月末日までに債権の管理の状況に関する報 告書を作成し、下関市債権管理条例施行規則に規定する下関市債権管理 委員会に提出しなければならないことが規定されているが、当該期限内 に提出されていなかった。債権管理規程等に基づき適正に事務処理されたい。

以上